

第1期の中期目標期間の業務実績及び第2期の中期計画の概要

酒類総合研究所 理事長 平松 順一

1. はじめに

酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を目的とし、平成13年4月に財務省所管の独立行政法人として設立された。平成18年3月末で、5年間の中期目標期間が終了し、平成18年4月1日からは、新たな中期目標期間がはじまっている。

2. 第1期の中期目標期間の業務実績

研究所の業務は、酒類の高度な分析及び鑑定、品質評価、酒類及び酒類業に関する研究・調査、成果の普及等があり、それぞれの実績は以下のとおりである。

(1) 酒類の高度な分析及び鑑定

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	目標
分析点数	2件426点	1件2点	1件68点	3件228点	4件566点	-
酒精度計校正	-	-	108点	230点	217点	-

(2) 酒類の品質評価

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	目標
全国新酒鑑評会	1,835名	2,013名	1,907名	1,861名	1,864名	年間3回以上実施
本格焼酎鑑評会	198名	185名	201名	187名	225名	
洋酒・果実酒鑑評会	121名	108名	108名	103名	113名	
各地へ審査員派遣	11件	23件	23件	22件	23件	支援する

(3) 酒類及び酒類業に関する研究・調査

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	目標	
研究成果の発表	論文 (英12・和6)	16報 (英11・和5)	18報 (英11・和7)	35報 (英19・和16)	44報 (英34・和10)	5年で100報	
	IF合計	15.0	19.9	10.2	57.6		80.1
	発表	56件	46件 (内海外7件)	78件 (内海外7件)	69件 (内海外8件)		63件 (内海外8件)
特許出願	8件 (内共同4件)	22件 (内共同18件)	10件 (内共同5件)	6件 (内共同2件)	10件 (内共同7件)	5年で17件	
研究生受入	35名	41名	24名	37名	33名	積極的实施	
共同研究	17件	20件	22件	24件	29件	積極的实施	
受託研究	2件	7件	4件	6件	7件	積極的实施	

(4) 成果の普及等

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	目標	
遺伝子資源の分譲	24件 30株	15件 58株	22件 506株	24件 212株	34件 107株	希望に応じて分譲	
講演会等	研究所講演	138名東京	113名東京	114名東京	350名広島	118名東京	年1回以上
	講師派遣	47件	53件	51件	42件	58件	要請で派遣
	教養講座	2回34名	2回48名	2回46名	3回59名	3回118名	年2回以上
刊行物	広報誌	1,2号	3,4号	5,6号	7号,特別	8,9号	年間5回以上
	情報誌	-	1,2,3号	4号,5号	6,7号	8,9号	
ホームページ	コンテンツ数	90	453	810	819	1,465	アクセスは年10万 万以上
	アクセス数	121,979	152,194	231,388	288,422	404,221	
消費者等からの問合せ	200件	269件	256件	270件	391件	翌業務日	
研究所の見学者	1,400名	1,533名	1,380名	1,941名	1,875名	満足度	

(5) 講習

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	目標
清酒技術講習	3回45名	3回47名	3回37名	3回38名	3回44名	年4回以上
酒類醸造講習	2コース16名	2コース37名	2コース34名	2コース20名	3コース25名	
酒セミナー(流通)	2回226名	4回216名	-	2回76名	23回783名	庁・業界と連携実施
コア講師講習			12回1,964名			

3. 第2期中期計画の概要

平成18年3月末で第1期中期目標期間が終了することに伴い、平成18年3月2日に財務大臣より新たな中期目標が与えられた。この中期目標を達成するため、酒類総合研究所において中期計画を策定し、平成18年3月末に認可された。概要は以下のとおりである。

(1) 研究の重点化

研究及び調査は、独立行政法人として真に担うべきものに取り組むとの観点から、「酒類の安全性の確保」、「環境保全」及び「技術基盤の強化」の3分野に重点化し、特に重点的に研究資源を投入する研究は「特別研究」として、それ以外の研究は「基盤研究」として実施する。

(2) 研究部門制への移行

研究を効率的かつ効果的に推進し、研究資金、人材、施設等の研究資源の柔軟な配分を可能とするため、組織を従来の1課12室体制から、1課6部門体制に再編。

(3) 鑑評会等の共催化等

酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とする鑑評会等については、関係業界団体との調整を行い、中期目標期間中に共催化等を図る。

(4) 役職員の身分の非公務員化

優秀な人材の確保や民間等との研究者の交流など、研究調査活動の活性化を促進するため、役職員の身分を非公務員化する。